

第5回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和3年10月29日（金）
9時30分から11時37分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・1名（谷元英昭委員）
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更意見について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、只今から、第5回日南市農業委員会総会を開会いたします。15番の谷元英昭委員より欠席届が提出されております。只今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に7番田中正彦委員、8番木佐貫睦子委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	局 長	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。 本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。

	議 長	お諮りいたします。只今、事務局長が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第 1 号から議案第 5 号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
	局 長	それでは、只今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました 1 件について当農業委員会として許可すべきか、否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号 1 番は所有権移転で経営規模拡大のためとなっております。 次に議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について、県知事への申請がありました 5 件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号 1 番、2 番は太陽光発電施設用地のため、受付番号 3 番は農家倉庫用地のため、受付番号 4 番は植林のため、受付番号 5 番は一般個人住宅のためとなっております。 次に議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について、県知事への申請がありました 13 件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転がで、受付番号 1 番、3 番から 7 番、11 番、12 番は植林のため、受付番号 2 番は太陽光発電施設用地のため、受付番号 8 番から 10 番、13 番は一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、30 件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 9 件、所有権移転が 1 件、中間管理権設定が 20 件となっております。

9:37	局 長	次に議案第 5 号農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更意見について日南市長から当農業委員会の意見を求められていますので、2 件について審議していただきますよう提案いたします。内容については、農用地区域からの除外が 2 件となっております。詳細については、全体審議の時に農政課の担当者が説明いたします。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	局 長	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 10 分をめどに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
10:10	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 1 番について説明します。10 月 25 日、譲渡人、譲渡人に連絡し現地調査しました。申請地は南郷町潟上地区で、笹之久保集落裏手約 800m の山の上にある果樹園です。現在、日向夏等が植栽されています。譲受人は、果樹農家で規模拡大です。特に問題ないと判断しました。ご審議をお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について質疑はありませんか。

10 : 14	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 5 件の審議をお願いします。はじめに、受付番号 1 番から 3 番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10 番稲山です。受付番号 1 番から 3 番について説明します。まず、受付番号 1 番、2 番は、太陽光発電施設を設置するための申請です。設置業者と現地調査を行いました。申請人には電話にて確認しております。申請地は飢肥地区板敷原之迫で、ラーメン屋の東側の耕作放棄地です。登記地目は田で 5 年前までは稲作をしていましたが、それ以降は耕作放棄地となっており、後継者もなく耕作は出来ないとのことで今回の申請となりました。1 番と 2 番の申請地の中心に用水路があり、水路の損傷及び水の流れに悪影響を与えないよう指導をしました。近隣には振徳高校の農地がありますが、その農地より 2、3m 低く、影響はないと判断しました。 続きまして、受付番号 3 番について説明します。登記地目は田ですが以前より農作業倉庫を建設し、農地法の許可を得ずに申請人の父が利用していたとのことです。現在は倉庫が残っております。始末書も添付されております。隣接地は山林で問題ないと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 4 番について説明します。10 月 26 日、申請人立会いのもと現地調査しました。申請地は酒谷 2 区、国道 222 号線沿いにある日南市役所酒谷支所から南に約 1 km 進んだ山中にあります。申請人が約 28 年前に購入し、地籍調査で登記地目が畑であることが判り今回の申請となりました。購入当時から植林されており隣接地に申請人の樹園地があることから防風林として適正管理していくとのことでした。周囲に影響を与える農地は無く始末書

10 : 19	金 丸	も添付されております。特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番の山本です。受付番号 5 番について説明します。10 月 22 日、申請人に電話確認し現地調査しました。申請地は、戸高一丁目の内科医院の北側にあたります。申請人は現在アパート住まいで、住宅を建築する計画です。建築にあたっては、土砂の流出を防止し、雨水は集積し水路に排出する計画です。家庭污水は日南市下水道に流す計画です。問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	全委員	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	議 長	ありません。
		では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について 13 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10 番稲山です。まず受付番号 1 番について説明します。10 月 23 日、譲受人に直接聞き取りし、現地調査をしました。譲渡人については電話にて確認しました。申請地は、板敷地区笹之窪で申請人の自宅上の道路下の 2 筆です。既に雑木が伐採してあり植林が出来るようになっていました。登記地目は畑で現況は山林です。譲受人は杉 100 本を植林するとのことです。周囲は譲受人の山林で、問題ないと判断しました。
		次に受付番号 2 番について説明します。先ほど議案第 2 号受付番号 1 番の隣接地です。登記地目は 2 筆が田で 1 筆が畑となっています。田は耕作放棄地で雑草が生い茂り、畑の方は雑木により山林化しています。譲渡人は農業の経験もなく、太陽光発電業者に所有権移転

	稲 山	するとのこと。太陽光設置業者は、周囲に迷惑が掛からないよう運営し、問題発生時には速やかに対応するとのこと。管理についても毎月点検を行い 3 ヶ月に 1 回は草刈りをするとのこと。申請地の中心に用水路があり、水路の損傷及び水の流れに悪影響を与えないよう、また地域住民より苦情が出ることがないように指導をしました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番から 6 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 3 番から 6 番について説明します。まず、受付番号 3 番について説明します。申請地は酒谷地区白木俣です。白木俣神社から約 200m の所から右の山道へ入り約 3 km の所です。譲受人には 10 月 23 日に連絡し 10 月 24 日現地確認しました。譲渡人には電話で聞き取りしました。亡き母が植林したため時期は解りませんが、農地転用の手続きについて知識がなく地目変更を行う際、無断転用が判り申請となったとのこと。譲受人は、雨水等は自然浸透処理し、枝打ち、除草等を定期的に行い維持管理していくとのこと。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。始末書も添付されており特に問題ないと思います。 続いて受付番号 4 番について説明します。申請地は酒谷地区割籠谷です。国道 222 号線を登っていくと左側に新村林道入口、割籠谷林道入り口の看板があり、そこから割籠谷林道へ約 500m、更に山手へ 200m 行った所が申請地となります。10 月 23 日、譲受人と連絡を取り、10 月 26 日に現地確認しました。譲渡人には電話で聞き取りしました。平成 27 年に父から相続しましたが、既に父が植林していました。農地転用の手続きについて知識がなく、譲受人に所有権移転する際、地目が畑であることが判明し、今回の追認申請となりました。譲受人は土砂の流出防止に努め、今後は適切な森林管理をしていくとのこと。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。特に問題ないと判断しました。なお、この案件は 3,000 m²を超えるため、後日県の調査が行われます。 続いて受付番号 5 番について説明します。申請地は酒谷地区割籠谷です。国道 222 号線を登っていくと左側に新村林道入口、割籠谷林道入り口の看板があり、そこから割籠谷林道へ約 500m 登った頂上付

	向 高	近になります。10月26日、譲受人と現地確認しました。譲渡人には電話で聞き取りしました。平成2年に父から相続しましたが、既に父が植林していました。農地転用の手続きについて知識がなく、譲受人に所有権移転する際、地目が畑であることが判明し、今回の追認申請となりました。譲受人は、雨水等は自然浸透処理し、土砂の流出防止に努め今後は適切な森林管理をしていくとのことです。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。なお、この案件は3,000㎡を超えるため、後日県の調査が行われます。特に問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。 続いて受付番号6番について説明します。申請地は酒谷地区本河内和平太です。道の駅から国道222号線を7km進んだ右側の頂上付近になります。10月26日、譲受人立会いのもと現地確認しました。譲渡人には電話で聞き取りしました。亡き父が植林したため時期は解りませんが、周辺が山林化され作物が育たなくなり、鳥獣被害も増え植林したようです。地目変更する際、地目が畑であることが判明し、今回の追認申請となりました。譲受人は、今後森林組合にて桜を植林し山林として管理していきたいとのことです。桜を植林することで、この地域の景観をよくしたいそうです。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。特に問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号7番について説明します。10月26日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は飢肥地区吉野方で、元吉野方小学校より徳之峯地区へ約2kmの人家上の急斜面の一面です。周囲はすべて山林で、既に伐採されており、道路もなく農地としての利用は困難であるため、転許可妥当と判断しました。始末書は、後日添付するとのことです。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号8番、9番について、担当委員より報告願います。

	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 8 番、9 番は申請地が同じですので同時に説明します。10 月 22 日、譲渡人、譲受人と電話連絡を取り確認し、現地調査しました。申請地は戸高二丁目です。重機レンタル会社から南東方向へ約 150m の所です。譲渡人は譲受人の要望で手放すとのことです。受付番号 8 番、9 番ともに譲受人は申請地に住宅を建築する計画となっています。周囲は、住宅及び住宅用地となっており、北側には公道があります。雨水汚水を排出できる側溝も作っており、周辺は農地が部分的にあります。耕作はしてありません。特に問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願ひます。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 10 番について説明します。10 月 25 日、譲渡人立会いのもと現地調査しました。譲受人は現在福岡市在住で譲渡人の孫にあたります。申請地は東郷地区殿所で、東郷橋を飢肥方面へ約 500m 進み、市道沿いのパン工場の隣になります。譲受人は福岡市在住ですが、地元に戻り自宅を建設する計画で、祖父から譲り受けたいとことです。なお、住宅建築にあたり、境界線の確認、生活汚水、雨水等の処理については土地改良区の許可を受けて問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願ひます。
	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 11 番について説明します。申請地は鶴戸地区伊比井で、国道 220 号線から約 700m の山間部です。この案件は、9 月総会の第 3 号議案の案件でしたが、公図で確定できず本人取下げとなりました。今回先月案件の一部が再申請となりました。譲渡人が平成 14 年取得した時点で既に雑種地として利用されており、現在は杉が植林され 20 年程経っています。始末書も添付されております。ご審議よろしくお願ひします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 12 番について、担当委員より報告願ひます。

10 : 35	高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 12 番について説明します。10 月 26 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は北郷地区北河内です。県道日南高岡線沿いの潮嶽神社本殿の真裏になります。県道から約 150m 入った所になります。以前は譲渡人の祖母がかぼちゃ等を作っていたようですが、後継者もいないことから平成 15 年頃に植林されたようです。譲渡の際に無断転用が判明し、今回の申請となりました。周囲はすべて山林で、問題ははないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 13 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 13 番について説明します。10 月 25 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。譲渡人には 10 月 29 日電話で確認しております。申請地は、南郷町中村疣石で、南郷駅より栄松方面へ向い右手になります。譲受人は、現在家族 4 人で県営住宅に住んでいますが、手狭になり住宅を建築するとのこと。周囲は農地ですが、ブロック塀で囲み土砂の流出を防ぎ、雨水汚水は西側排水溝に排水するとのこと。譲渡人は兼業農家で、規模縮小するとのこと。特に問題ないと判断しました。ご審議お願いします。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可妥当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号農用地利用集積計画について 30 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。受付番号 1 番から 8 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、12 番歌津です。受付番号 1 番から 8 番について、借受者が同じですので同時に説明します。10 月 25 日から 26 日にかけて現地

歌 津	調査しました。受付番号 1 番の申請地は、東郷益安地区で、益安交差点と甲東川の間です。貸付者は離農されています。受付番号 2 番の申請地は、益安地区の市営益安住宅から平山方面に進んだ右側です。貸付者は離農されています。受付番号 3 番の申請地も益安地区中山になります。貸付者は、離農されています。受付番号 4 番の申請地は風田地区蔓迫で、国道 220 号線沿の県立くろしお支援学校から北に約 400m 入った所です。貸付者は、離農されています。受付番号 5 番の申請地は、受付番号 3 番付近の 2 筆と、風田地区野中の 9 筆になります。貸付者は会社経営をされています。受付番号 6 番は、風田地区蔓迫の 8 筆と風田地区野中の 1 筆です。貸付者は病院です。受付番号 7 番は、風田地区蔓迫の 3 筆になります。貸付者は、高齢のため規模縮小です。受付番号 8 番は、風田地区野中の 2 筆です。貸付者は離農されています。借受者は、農地所有適格化法人の合資会社です。貸付者には 10 月 21 日から 27 日にかけて確認し間違いのないとのことでした。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 9 番について説明します。10 月 25 日、借受者立会いのもと現地調査しました。申請地は、北郷地区北河内原田で、県道都城北郷線沿いの昼野集落の中央にあたります。3 筆ですが現況は一枚田になっています。借受者は令和 2 年に新規就農者として認定を受けています。ブロッコリー、スイートコーン等の露地野菜を作付しており、経営規模を拡大したいとのことです。特に問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	ただ今、各担当委員から利用権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
稲 山	はい、議長。
議 長	はい、稲山委員、どうぞ。

10 : 44	稲 山	はい、10 番稲山です。利用権設定をされる場合、一番問題となるのが、設定後の耕作者の農地管理です。大変悪い所がありまして、地区住民から苦情が上がっています。地域住民に絶対迷惑をかけないような管理方法を取られるように指導を行っていただきたいと思います。以前にもこのような話をしたのですが、今年も板敷地区で 3m 程の草が生い茂り、地域住民の方からこれに火が入った時には家も燃やされてしまうと苦情が 3、4 件入りました。そういうこともありますので、ご指導よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、10 番稲山委員から事後管理をというご意見がございましたので、その点も含めて、ご指導お願いします。特に今回案件の多かった農地所有適格化法人の合資会社は、非常に面積が大きく管理が出来るのかということもありますので、農政課、地区の農業委員より指導、監視等をお願いします。その他、利用権設定について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。受付番号 10 番について担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。受付番号 10 番について説明します。10 月 25 日、譲渡人、譲受人に電話確認しました。申請地は、南郷地区中村で、J A 農機センターから串間方面へ 500m 程の矢越集落の一面 2 筆です。譲渡人は高齢で栃木県に在住で、今後も耕作しないということです。譲受人は、水稻とハウスきゅうりを栽培されており専業農家です。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。

10:46	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号11番について担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号11番について説明します。10月26日、現地確認し、貸付者に電話確認しております。申請地は、飢肥地区吉野方で、吉野方永吉交差点の手前左側エリアの一画です。以前は、農地所有適格化法人に契約していましたが、中間管理機構を通して契約をするとのことでした。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号12番、13番について担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号12番、13番について説明します。10月25日、現地調査しました。申請地は、東郷松永地区の7件と益安地区の1件です。県道27号線から1km以内に位置します。貸付者については、受付番号12番は個人で、受付番号13番は農地所有適格化法人の有限会社です。個人と法人代表は親子です。貸付者に農地中間管理権設定を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号14番について担当委員より報告願います。
	井 上 (英)	はい、13番井上です。受付番号14番について説明します。10月25日、貸付者と現地確認しました。申請地は、大窪地区仮屋、寺村と塚田地区の3か所にある柑橘園です。借受者は中間管理機構で、特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。

	議 長	続きまして、受付番号 15 番から 22 番について担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 15 番から 22 番について一括して説明します。申請地はすべて北郷地区郷之原の圃場整備区域内で、すべて田です。受付番号 15 番は酒造会社近くの高速道路と広渡川の間 1 筆です。貸付者は農業をされていません。受付番号 16 番は北郷町地域振興センター近くの高速道路の両脇 2 筆です。受付番号 17 番は、北郷小中学校の東側の圃場 5 筆です。貸付者は離農されています。受付番号 18 番は、ガソリンスタンドの前の田 1 筆です。貸付者は南郷在住です。受付番号 19 番は、ＪＲ日南線の日南高岡線上踏切の東側の田 1 筆です。貸付者は相続で所有されており、離農されています。受付番号 20 番は、元コンビニの裏手の田 2 筆になります。受付番号 21 番は北郷地区浄化センターあめんぼ館の周辺の田です。貸付者は農業をされていません。受付番号 22 番は、北郷町地域振興センターと鶴ノ木住宅の間の 1 筆になります。貸付者は、宮崎市在住です。中間管理機構との契約ですので、特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 23 番について担当委員より報告願います。
	河 野	はい、3 番河野です。受付番号 23 番について説明します。10 月 23 日、貸付者が仕事のため、貸付者の母親立会いのもと現地調査しました。申請地は内之田地区です。内之田駅より踏切を渡り松永方面へ 50 m の右手の水田です。中間管理機構との契約ですので特に問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 24 番について担当委員より報告願います。
	高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 24 番について説明します。10 月 28 日、貸付者立会いのもと現地確認しました。申請地は北河内地区です。県道都城北郷線から市道黒山線に入り、県道元狩倉線との交差点から日南方向に約 2 km、左の林道へ約 1 km 入った小高い山の中腹の畑 7 筆です。以前は茶畑でした。貸付者は農地所有適格化法人で、以前は新規就農者で法人化して 6 年目になります。ズッキーニ栽培を中心に行っておりますが、今回、中

高 崎	間管権の設定を中間管理機構と行うもので問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 25 番、26 番については担当委員の私が報告いたします。
谷 口 (久)	受付番号 25 番、26 番について報告いたします。申請地は南郷地区中村で、旧日南農林高校から北に 500m 程の上中村地区の農地中間管理事業区域内の農地です。10 月 22 日、貸付者両名に電話で確認し現地確認しました。現地は綺麗に耕作されており、中間管理機構と中間管理権設定をするにあたり農業委員会の決定を得るための申請です。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 27 番について担当委員より報告願います。
田 中	はい、7 番田中です。受付番号 27 番について報告します。申請地は南郷町潟上地区で、潟上小学校手前の脇本地区を 800m 奥に入った水田一筆と、潟上小学校から串間方面へ 4 km 進んだ潟上中地区伊崎集落の 6 筆です。中間管理機構との中間管理権設定ですので問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 28 番から 30 番について担当委員より報告願います。
加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 28 番から 30 番について報告します。申請地が一緒の場所ですので、一括して説明します。申請地は南郷町潟上地区で、脇本神社周辺の水田です。受付番号 28 番、29 番の貸付者は離農されています。受付番号 30 番の貸付者は、ピーマン、水稻をされていましたが、水稻を辞められるとのことでした。中間管理機構との中間管理権設定ですので問題ないと判断しました。以上です。
議 長	ただ今、各担当委員から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。

谷 口 (宏) 議 長	はい、議長。 はい、谷口委員。どうぞ。
谷 口 (宏)	9 番、谷口です。事務局に質問します。耕作者が地元にとぐわななどの苦情があります。一例として、圃場整備されていない箇所、除草剤を利用し、道が壊れる等です。このような場合は、どちらに相談すれば良いでしょうか。
議 長	事務局、お願いします。
局 長	公社が最終的な契約はしておりますが、契約の実務については、市の農政課がやっておりますので、農政課の方に連絡いただいて、対処していきたいと思います。
谷 口 (宏) 議 長	はい、議長。 はい、谷口委員。どうぞ。
谷 口 (宏)	9 番、谷口です。苦情が出た場合は、どのような対応をされるのですか。
議 長	事務局、お願いします。
局 長	基本的には、苦情の内容の旨を耕作者にお伝えしていきます。
谷 口 (宏) 議 長	はい、議長。 はい、9 番谷口委員。
谷 口 (宏) 議 長	農政課の係はどちらですか。 事務局、お願いします。
局 長	農政課の振興係です。

11:05	谷 口 (宏) 議 長	はい、議長。 はい、谷口委員。
	谷 口 (宏)	借受者は、地元の決まりに基づいて耕作されていると思うのですが、ただ作ればいいのかというようでは、地元は困ります。
	議 長	借受者、譲受者は一所懸命やるであろうと申請を受付していると思います。この経営基盤強化法は農業委員会で受付しておりますが、本来、農政課が受付けて農業委員会に送り審議するというのが法律上の流れになっています。先程局長が言われたとおり農政課振興係に相談していただくことになると思います。このことを心にとめていただき対処いただきたいと思います。
	谷 口 (宏) 議 長	分かりました。 その他、利用権設定について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更意見について、農政課職員より説明をお願いします。
	多 田	日南市農政課の多田です。受付番号 1 番について説明します。場所は酒谷地区中津留です。素材生産業者隣にある木材置き場の隣接地です。今回、現在の木材置き場と合わせて使用したいと転用したいとのことでの農振地からの除外を行いたいとのこと。当該地は、平成 27 年度完了の中津留地区の基盤整備を行った際にエリア外となっており、工事中の土場として埋め立てられ現在に至っております。既に隣接地は先程の木材置き場として転用されており農用地の端に位

	多 田	置し、一部農用地と接続するのみで、農用地の効率的な利用や担い手への利用集積、また農作業についても影響ないと判断しました。 次に受付番号 2 番についてです。場所は酒谷地区坂元です。坂元棚田手前 600m の所で、地目は田、面積 1,529 m² の 5 筆です。今回は植林し山林として管理したいということでの除外となります。当該地は長年、申請者が管理していましたが、高齢となり耕作条件も悪いということで耕作放棄地となっていました。除外要件についてですが、農用地の効率的な利用や担い手への利用集積についても影響ないと判断しました。南側は田と隣接しておりますが、日当たりには影響はなく、沢で分断されており作業にも影響はありません。 以上のとおり、2 件とも除外の要件を満たしており、この除外は問題ないと農政課では判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
	議 長	ただ今、農政課の職員より説明がありましたが、質問はありませんか。無いようですので、2 件の審議をお願いします。まず、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 1 番について報告します。10 月 16 日、申請人、事業計画者立ち会いのもと現地確認しました。申請地、内容は、農政課の多田さんの説明のとおりです。農地の隣にありますが、影響はなく、変更は妥当と判断しました。ご審議よろしく願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飲肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 2 番について説明します。申請地は坂元前田になります。10 月 16 日、事業計画者立ち会いのもと現地確認しました。所有者とは電話にて確認しました。内容は、農政課の多田さんの説明のとおりです。農用地区域の周辺部になり沢で分断されているため、周辺の農地への影響はなく、変更は妥当と判断しました。ご審議よろしく願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。

	平 賀	はい、議長。
	議 長	はい、14 番、平賀委員。どうぞ。
	平 賀	はい、14 番平賀です。農地を転用する場合、農用地の除外をして更にその後、農地法 4 条、5 条で許可申請するという流れになっているのですが、通常、我々が審議している 4 条、5 条で、田を山林にする案件が出てきますが、これについては、すべて農用地以外の土地と理解してよろしいですね。
	議 長	事務局、願います。
	局 長	はい、おっしゃるとおりです。
	議 長	はい、農振農用地を外れた所が農地法 4 条、5 条申請になるという解答です。その他、質疑はありませんか。では、議案第 5 号、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更意見について、同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり同意とし、農政課にその旨解答いたします。
11 : 12	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 その他ございませんか。
	議 長	なければ、事務局説明をお願いします。 《報告事項》
11 : 37		終 了

第5回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長 谷 口 久 光 

署名委員 田 中 正 彦 

木佐貴 睦子 